

Wi-Fi センシングの無料体験モニター規約

株式会社オプテージ
2021年6月14日制定

第1条 (適用)

株式会社オプテージ (以下、「当社」という) は、Wi-Fiセンシングの無料体験モニター規約 (以下、「本規約」という) に基づき、「Wi-Fiセンシング技術を搭載したサービス端末とソフトウェア」 (以下、「本サービス」という) を提供いたします。モニターは、本サービスの申し込みにあたり本規約を確認のうえ承諾いただく必要があります。

本規約は、当社が提供・運営する本サービスのモニターと当社との間で、本サービスおよび本サービスの調査のためのアンケート等を行うことに関し、モニターと当社との間の契約関係を定めることを目的とし、モニターと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。なお、本規約がソフトウェア内の利用規約に優先して適用されるものとし、またソフトウェア内の利用規約に定めのないものについては本規約が適用されます。

第2条 (用語の定義)

本規約において、各用語は次の意味を有するものとします。

(1) 利用契約

本規約に基づき当社とお客さまの間で締結する本サービスの利用、本サービスの調査のためのアンケート等に関する契約

(2) モニター

本規約の全てに同意のうえ、当社の定める登録手続きを完了し、当社から登録を承認された方

(3) サービス端末

当社が本サービス用に貸与するメッシュWi-Fi機器

(4) ソフトウェア

本サービスで利用するアプリケーション

第3条 (本サービスの提供)

当社は、当社が別途定めるモニター期間中、モニターに対して当社が貸与するサービス端末とソフトウェアを提供します。モニターは、モニター期間終了後、当社が別途定める期限までに、当社が実施するアンケート調査に協力するものとします。当社がアンケートの回答を確認後、当社が別途定める謝礼を呈します。

第4条（本規約および本サービスの変更）

当社は、モニターの事前の承諾なしに本規約、本サービスの内容を変更できるものとします。変更後の本規約は当社ホームページに提示を行った時点で効力を有するものとします。

第5条（モニター登録申し込みの条件）

1. お客さまは、本サービスのモニター登録申し込みにあたり、お申し込み時点において以下に定める条件を満たしていただく必要があります。

- (1) 当社との間で光ファイバーアクセスサービス契約約款に基づき光ファイバーアクセスサービスのe o光ネット契約を締結されていること。
- (2) 光ファイバーアクセスサービスの契約について、利用停止されていないこと。
- (3) 光ファイバーアクセスサービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。
- (4) 当社から貸与するサービス端末をお客さまご自身でルーターに接続し設定いただけること。
- (5) 本サービスの利用にあたって必要なスマートフォン（OSバージョンはAndroidの場合は4.4以上、iOSの場合は11.0以上）を所有されていること。
- (6) モニター利用終了後、当社が別途定める期日までに、アンケートへの回答をお約束いただけること。
- (7) eo光ネットのご利用場所でモニター体験いただけること。

2. 前項各号の申し込み条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本サービスのモニター登録申し込みをお断りさせていただくことがあります。

- (1) 過去に光ファイバーアクセスサービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。
- (2) その他当社が不適切と判断した場合。

第6条（モニター登録申し込みの方法）

本サービスのモニター登録を希望する場合は、当社所定の方法によりモニター登録申し込みを行っていただきます。

第7条（モニター登録申し込みの承諾）

1. 当社は、前条（申し込み方法）によるモニター登録申し込みに対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点で本サービスの利用契約が成立するものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 第5条 申し込み条件に規定する条件に満たさないとき。
- (2) モニター募集人数を超過した際に当社が実施する抽選に当選されなかったとき。
- (3) その他、当社が不適切と判断したとき。

第8条(モニターが行う利用契約の解除)

1. モニターは、本サービスの利用契約の解除を希望する場合は、当社所定の手続きに従うものとし、ます。
2. 当社は、モニターからの利用契約の解除の請求を受け付けた時点でもって、利用契約を解除します。
3. モニター期間が終了する前に、モニターが利用契約を解除した場合、謝礼の進呈はありません。

第9条(当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) モニター期間が終了した場合。
 - (2) モニターが、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
 - (3) モニター登録において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (4) モニターが、e o光ネット契約を解除された場合。
 - (5) モニターが、第5条に定める利用申し込みの条件を満たしていなかったことが事後的に判明した場合。
 - (6) モニターが、第13条に定める禁止行為を行った場合。
 - (7) その他、モニターとして不適当と当社が判断した場合。
2. 前項の2号から7号に該当する場合、謝礼の進呈はありません。

第10条(利用料金)

1. モニター利用中の本サービスの利用料金は無料とします。
2. 本サービスの利用にあたって必要な端末機器等の購入、導入または維持にかかる費用、パケット料、データ利用料などの通信料その他の一切の費用は、モニターの負担とします。

第11条(アンケートと謝礼)

1. 当社は、モニター利用終了後にモニターに対して電子メールでアンケートを送付します。モニターは、当社が別途定める期限までにアンケート回答に協力するものとします。
2. 前項に基づき当社がモニターにお送りする電子メール等の受信にかかる通信料は、モニターが負担するものとします。
3. 当社がアンケートの回答とサービス端末の返却を確認後、当社が別途定める方法により謝礼をモニターに進呈します。

第12条(サービス終了および中断)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部を終了または中断することがあります。
 - (1) 経営上、技術上などの理由により、本サービスの一部または全部の適正かつ正常な提供ができ

なくなり、当該サービスの運営が事実上不可能になったとき

(2) その他の理由により、本サービスの一部または全部が提供できなくなったとき

2. 本サービスの一部ならびに全部の終了により、モニターに損害などが生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条 (禁止事項)

本サービスのモニターは、理由の如何にかかわらず次の各号の定めに従う行為、またはその恐れのある行為を行わないものとします。

- (1) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為。
- (2) ソフトウェアを複製する行為。
- (3) ソフトウェアを第三者に配布 (Web サイトまたは BBS [電子掲示板] などへのアップロードおよび雑誌または書籍などへの貼付を含みます。)、レンタル、リース、貸与もしくは譲渡、または使用させる行為。
- (4) ソフトウェアの修正もしくは改変する行為。
- (5) ソフトウェアのソースコードを解析し、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻案を行う行為。
- (6) その他、当社が不適当と判断する行為。

第14条 (権利の帰属)

1. 本サービスに関する知的財産権等は、当社または正当な権限を有する第三者に帰属します。モニターは、当社または正当な権限を有する第三者の権利を侵害する行為を行うことができません。
2. アンケート等に回答したすべての情報 (以下「回答情報」という) は、当社で利用します。モニターはこれに対し、著作権人格権を行使しないことに同意します。
3. 回答情報は、当社で個人を特定できなくしたうえで、第三者に開示または提供します。

第15条 (サービス端末の取り扱い)

1. モニターは、善良なる管理者責任をもってサービス端末一式を維持、管理するものとし、その利用にあたっては以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) サービス端末の第三者への譲渡、質入れ、貸出し、再販、その他の処分。
 - (2) サービス端末の分解、解析、改造、改変等。
 - (3) サービス端末の損壊、破棄、紛失等。
 - (4) サービス端末の著しい汚損 (シール貼付、切削、着色等)。
 - (5) 本サービス以外の不正使用。
 - (6) サービス端末の日本国外持ち出し。
 - (7) その他当社が不適切と判断する行為。
2. 前項の禁止事項に該当すると当社が判断した場合、モニターは当社の請求に従い、損害賠償として弁償金 (端末実費 : ¥12,000/台) を直ちに支払うものとします。

第 16 条 (サービス端末の返却)

1. モニターは、本サービス終了後、速やかにサービス端末を当社所定の返却先に返却する義務を負います。
2. サービス端末の返却期限は 2021 年 9 月 10 日までとします。返却期限より 15 日以内にサービス端末の返却が確認できなかった場合、紛失したものとみなします。
3. サービス端末を紛失した場合、または返却時にモニター起因による故障・破損が見られる場合は、端末実費 (¥12,000/台) を当社に支払うものとします。

第 17 条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、本サービスの提供にあたり取得する個人情報について、当社プライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。
2. 当社はサービス端末の通信の秘密にかかわる情報を除いた接続状況やデバイス情報をサービス運営およびサポートのために用いることができるものとし、モニターはあらかじめこれを承諾するものとします。

第 18 条 (モニターの守秘義務)

1. モニターは、本サービスに関して知りえた情報・データ・コンテンツ等について、手段を問わずその一切を第三者に開示、漏洩せず、また使用および転用してはならないものとします。
2. 第 1 項に定めるモニターの守秘義務は、本規約第 8 条に定めるモニターが行う利用契約の解除完了後または第 9 条に定める当社が行う利用契約の解除完了後においても消滅しないものとします。

第 19 条 (協議および免責)

1. 当社は、本サービスにより発生したモニターおよび第三者の損害（第三者との間で生じた紛争等に起因する損害を含みます）および本サービスを利用できなかったことにより発生したモニターまたは第三者の損害に対し、当該損害が当社の故意または重過失による場合を除き、いかなる責任も負いません。
2. 前項の定めにより当社が責任を負う場合、その範囲は、モニターに直接かつ現実に生じた通常の損害に限られるものとします。
3. 本サービスは、サービス開発に向けたニーズ把握を目的に実施するものであり、当社は盗難、第三者による侵入からの完全なセキュリティー効果や、設置場所におけるすべての動きを検知する機能を保証するものではありません。
4. 協議によっても問題が解決しない場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上